

メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託 仕様書

1 委託業務名

メディカルジャパン東京「三重県ブース」装飾業務委託

2 業務目的

令和5年10月11日(水)～13日(金)に千葉県幕張メッセで開催されるメディカルジャパン東京「三重県ブース」に訴求力の高いブース装飾を委託して出展することにより来場者の関心を高め、本県のヘルスケア産業の振興に向けて県内企業が持つ製品や技術をPRする。

3 業務内容

(1) 委託期間 契約締結日から令和5年10月31日(火)まで

(2) 業務内容

メディカルジャパン東京において装飾を施した「三重県ブース」の設置及び撤去

ア 対象展示会

展示会名：メディカルジャパン東京

開催期間：令和5年10月11日(水)～13日(金)

開催場所：幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1）

搬入・施工期間：令和5年10月9日(月)8:00～10日(火)15:00まで

搬出・撤去期間：令和5年10月13日(金)18:00～22:00まで

イ 「三重県ブース」の設置場所

設置場所：幕張メッセ 展示ホール1～3（ブース番号18-54）

スペース：6m×5.4m（3方向が通路、1方向は隣接小間有）

ウ 設置内容

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。
(※主催者が定める規定は別紙「出展要項」のとおり。)
- ・カーペットを設置すること。
- ・出展者名を明確するため、出展企業6社分の社名版（統一デザイン）を設置すること。
- ・「三重県ブース」内で出展企業6社がそれぞれ均等に展示パネルや展示台を用いてPRできるスペースを均等に設けること。
- ・各社展示スペースに展示台1つ及び椅子1脚を設置すること。なお、展示台は、荷物等を収納するスペース機能も兼ねていること。

- ・小展示台を1つ設置すること。なお、小展示台は荷物等を収納するスペースを兼ねていること。
- ・各社展示スペースにコンセント（100V、2口）を1つ設置すること。
- ・「三重県ブース」と視認できるような大型サインを設置すること。
- ・三重県の県章は緑色とすること。また、ブース全体は緑色を基調として装飾すること。
- ・バックパネル（高さ2.7m以上3.6m以下、幅5.4m）を設置すること。
なお、バックパネルのデザインは不要。
- ・スポットライト等必要な照明を設置すること。
- ・ブース内に商談用のテーブル1台及び椅子4脚を2セット設置すること。
- ・出展者が自社の小間に容易に出入りできるレイアウトとすること。
- ・設置にかかるすべての運搬・撤去費用を含むこと。（電気工事含む。）
- ・別添に示すイメージを基に、訴求力や視認性が高まり、県ブースへの来場促進につながる独自の装飾提案を盛り込むこと。なお、県が示すイメージはあくまで参考であり、訴求力や視認性の向上に寄与するブースレイアウトや社名版・大型サインのデザイン案等を提案すること。
（参考）「三重県ブース」のレイアウトイメージは別添①～④のとおり。
（参考）社名版・大型サインのデザインイメージは別添⑤、⑥のとおり。

(3) 設置期限 令和5年10月10日（火）15：00まで

(4) 撤収期限 令和5年10月13日（金）22：00まで

4 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 業務の実施にあたって、受託者は県と連絡を密にして情報を共有すること。また、重要な事項については、事前に県の承認を得ること。
- (2) 業務実施の結果もしくは委託期間内に、所定の成果を達成できなかったとき、または達成できないことが明らかとなったときは、県は委託費を減額し、もしくは委託契約を解除できるものとする。

5 提出を要する書類等

業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を三重県医療保健部薬務課ライフイノベーション班へ提出すること。

- ・委託業務実績報告書1部（紙媒体1部及び電子媒体）

記載事項 ①事業概要

②実施した項目及び時間

③実施結果

6 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

7 特記事項

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。